

教義第1456号
平成22年3月18日

各教育局長
各道立学校長 様

学校教育局義務教育課長
学校教育局高校教育課長
学校教育局特別支援教育課長
教育職員局参事（涉外）

入学式・卒業式における国旗・国歌の適切な実施について（通知）

このことについては、これまでも、我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるという観点から、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な実施に努めていただいているところです。

道教委として、改めて、国旗・国歌の取扱いにかかわる考え方を次のとおり示しますので、各道立学校にあつては、国旗・国歌の指導が適切に行われるよう指導願います。また、各教育局にあつては、所管の市町村教育委員会に周知し、各学校において国旗・国歌の指導が適切に行われるよう指導願います。

記

- 1 学習指導要領に基づき、適切に指導を行うこと
- 2 国旗は、出席者の目に触れる場所に自然な形で掲揚すること
- 3 国歌は、教育課程に適切に位置付け、子どもの発達の段階に応じた指導を行い、式の中で実際に歌唱されるよう指導すること
- 4 直接子どもの指導に当たる教職員が国歌斉唱時に起立することは社会通念上当然のことであること
- 5 まずは、教職員の理解が図られるよう粘り強く指導することとし、こうした取組にもかかわらずそれでもなお改善が見られない場合は、学校の責任者として校長は、職務命令を発することができること
- 6 学校における国旗・国歌の指導は、管理運営事項であり、職員団体との交渉事項とはならないものであること

学校教育局義務教育課
義務教育指導グループ
TEL 011-204-5771(内線35-771)